

お知らせ & ごあんない



平成22年度の自動車税（県税）

納期限は5月31日（月）です。

自動車税は、「車検時に納付すればよい税金」ではありません。納期限までに必ず納めましょう。

（自動車税は、コンビニでも納付できます。）

※納期限を過ぎると、納める税金に加えて、年14・6%の延滞金を納付する必要があります。納期限までに納付されない場合は、地方税法に基づいて、差押等の滞納処分を行うことがあります。

【問合せ先】 今治市旭町1-4-19

東予地方局今治支局税務室

TEL 0898-2312500

軽自動車税（町税） 減免申請

軽自動車税について身体障害等を理由とする減免を受けるには、条例に基づき減免申請をしていただく必要があります。申請される方は、次の要領でお願いします。

■申請期限 平成22年5月24日（月）

■申請に必要なもの

- 身体障害者手帳又は療育手帳等
- 運転免許証
- 印鑑
- 車検証（原付の場合は必要なし）
- 軽自動車税納税通知書

減免対象

- 1 歩行困難な身体障害者又は精神障害者が所有する軽自動車
- 2 18歳未満の身体障害者又は精神障害者と生計を一にし、身体障害者又は精神障害者を常時介護する方が所有する軽自動車（1台に限る）
- 3 身体障害者等が専用に利用する構造の軽自動車

※ 自動車税（県税）の減免者は対象外とする。

申請場所及び問い合わせ先

- 弓削総合支所住民課 TEL 77-2503
- 生名総合支所住民係 TEL 76-3000
- 岩城総合支所住民係 TEL 75-2500
- 魚島総合支所住民係 TEL 78-0011

上島町学校給食について

上島町学校給食につきましては、児童・生徒の栄養を確保し、安全で信頼される給食の提供に努力しておりますが、給食材料の高騰により現状のままでは魅力のある学校給食の維持が困難になってきております。

このような現状の中で、平成21年度は、1食あたり10円分を町が負担し、給食費の金額を変更することなく、今までと同質の学校給食を提供してまいりました。また、平成22年度につきましても、少しでもご家庭の負担を軽減すると共に子どもたちに安全で安心できる給食を提供するために、昨年度と同じ金額にて提供することといたしました。なお、平成23年度の学校給食費につきましては、物価の動向を鑑み、給食材料費が下がらないようでありましたら、現在町が負担しております10円分の値上げを検討しておりますので、何卒ご理解いただけますようお願い申し上げます。

平成22年度 1食あたりの額

町負担	材料費	給食費	
10円	230円	220円	小学生
10円	270円	260円	中学生

「子ども手当」がはじまりました

次世代の社会を担う子ども一人ひとりの育ちを社会全体で支援する観点から、受給者の所得制限を設けずに、子どもの年齢や出産順位にかかわらず、中学校終了までの児童を対象に、一人につき月額1万3千円を支給します。

支給要件

子どもを監護し、かつ、子どもと生計を同じくする父または母などで、日本国内に住所を有する方に支給します。

※「子ども」とは、15歳に達する日以後の最初の3月31日までの人です。

支給月

児童手当と同様に6・10・2月に前月分までの金額を指定の口座に振り込みます。

認定請求

①児童手当受給者

施行日（平成22年4月1日）の前日において、児童手当法に基づき町の認定を受けている人は、子ども手当に係る認定の請求を町に行っているものとみなし、改めて認定請求を行う必要はありません。

②中学生の子どもがいる人

児童手当は、対象年齢が小学校修了前でしたが、子ども手当は、中学校修了まで対象が拡大となることから、中学生の子どもがいる保護者は新たに

子ども手当に係る認定などの請求を町に行います。
※平成22年3月に小学校を卒業した児童の申請は不要です。

③所得制限により児童手当を受給していない人
子ども手当では所得制限を設けないことから、新たに子ども手当に係る認定の請求を町に行います。

④公務員

各事業所に確認してください。

●申請期間

申請の翌月からの支給が原則ですが、平成22年9月30日までに申請を行えば、4月分から遡って受給することができます。なお、手続きの必要な方には、申請用紙を送っていますので各総合支所住民課・係に申請してください。

※5月1日過ぎても通知が届かない場合には、住民課・係までご連絡ください。

その他ご不明の点がありましたら、お気軽にお問い合わせください。

●問い合わせ

弓削総合支所住民課 TEL 7712500
生名総合支所住民係 TEL 7613000
岩城総合支所住民係 TEL 7512500
魚島総合支所住民係 TEL 7810011

平成22年度子ども支援教育相談

愛媛県教育委員会では、発育や発達に不安のある幼児児童生徒の保護者及び本人を対象に、養育や教育についての相談活動を行うことを目的として、「子ども支援教育相談」を実施いたします。経験豊富な相談員が、それぞれのお子さんに応じた適切なアドバイスを行います。お子さんのことで何か気になることがありましたら、お気軽に相談してみたいかがでしょうか。

なお、相談にはあらかじめ申込みが必要となりますので、詳しいことは教育委員会までお問い合わせ

わせください。

■日時 7月9日(金) 9時30分～16時30分

■場所 今治市総合福祉センター今治中央公民館

■主催者 愛媛県教育委員会

■申込・問合せ先

上島町教育委員会学校教育係

TEL 7712207

子どもの権利110番

■日時 5月10日(月) 10時～15時

■場所 愛媛弁護士会館

■内容 担当弁護士数人が常駐し電話相談に応じる。

■相談料 無料

■電話 089(915) 0140

※当日のみの特設電話

■問合せ先 愛媛弁護士会

TEL 089(941) 6279

5月の潮汐表

日	潮	高 潮				低 潮			
		時刻	潮位	時刻	潮位	時刻	潮位	時刻	潮位
1(土)	大	0:45	375	12:28	312	6:56	89	18:53	6
2(日)	中	1:27	358	13:03	294	7:37	110	19:31	26
3(月)	中	2:11	337	13:40	273	8:20	131	20:10	51
4(火)	中	2:59	313	14:22	251	9:09	150	20:54	79
5(水)	小	3:55	292	15:18	231	10:10	163	21:47	106
6(木)	小	5:00	276	16:45	218	11:29	166	22:58	128
7(金)	小	6:11	269	18:28	222	—	—	12:54	157
8(土)	長	7:12	269	19:44	239	0:27	140	13:54	139
9(日)	若	7:59	274	20:37	263	1:45	139	14:34	118
10(月)	中	8:37	282	21:18	288	2:41	132	15:07	96
11(火)	中	9:10	290	21:55	313	3:26	124	15:37	73
12(水)	中	9:42	299	22:31	335	4:04	116	16:07	50
13(木)	大	10:15	308	23:06	354	4:40	109	16:39	30
14(金)	大	10:48	314	23:44	367	5:16	105	17:12	13
15(土)	大	11:23	318	—	—	5:53	103	17:48	3
16(日)	大	0:23	374	12:01	318	6:32	105	18:27	1
17(月)	中	1:05	373	12:42	313	7:13	110	19:10	7
18(火)	中	1:50	365	13:29	304	8:00	116	19:57	22
19(水)	中	2:41	353	14:24	292	8:51	122	20:51	43
20(木)	小	3:37	338	15:31	281	9:51	125	21:54	66
21(金)	小	4:41	324	16:53	277	10:59	122	23:07	87
22(土)	小	5:48	316	18:19	286	—	—	12:11	109
23(日)	長	6:53	314	19:35	306	0:28	100	13:19	89
24(月)	若	7:51	316	20:40	330	1:46	103	14:18	64
25(火)	中	8:43	320	21:36	353	2:52	101	15:09	40
26(水)	中	9:29	323	22:26	371	3:49	98	15:56	21
27(木)	中	10:12	324	23:12	380	4:38	98	16:39	8
28(金)	大	10:53	321	23:55	382	5:24	101	17:20	3
29(土)	大	11:32	316	—	—	6:07	107	17:59	7
30(日)	大	0:37	376	12:10	306	6:48	116	18:38	19
31(月)	大	1:17	364	12:48	294	7:28	127	19:15	36

※この潮汐表は、尾道港を基準港として計算した弓削港のものです。

無料法律相談

憲法週間行事の一環として、次のとおり無料法律相談を実施します。

■日時 5月17日(月) 10時～15時まで(事前の予約は受付けておりません。相談の受付は当日9時から行います。)

■場所 今治市常盤町4丁目5番地3
松山地方裁判所今治支部

■担当者 弁護士

■主催者 愛媛弁護士会今治支部

■問合せ先

松山地方裁判所今治支部庶務課

TEL 089812310010



療育にかかる交通費を助成します

上島町療育支援交通費助成事業

(平成22年4月から)

■対象者

知的障害、肢体不自由、視覚障害等の障害（障害の疑いのある者含む）を有し、療育を必要とする18歳到達後最初の3月31日までの児童及び介護者

■助成範囲

町外の療育施設等への通園等に係る交通費

■助成金額

療育施設等までの往復運賃の2分の1（限度額：1回2,500円、月20,000円）

※ 旅客鉄道運賃及び有料道路通行料金等の手帳による割引適用部分は対象外

■申請・問合せ先 各総合支所住民課

低所得者世帯の障害福祉サービス

利用者負担額が無料!!

所得の低い方（市町村民税非課税世帯）の障害福祉サービスの利用者負担額が、平成22年4月から無料になりました。

※ 居宅・通所・入所施設、補装具、日常生活用具、移動支援など

■申請・問合せ先 各総合支所住民課

肝臓機能障害者が身体障害者手帳の

交付対象になりました

平成22年4月から身体障害者手帳の交付対象となる障害に「肝臓機能障害」が追加され、障害福祉サービスや自立支援医療（更生医療・育成医療）を利用することができま

す。

肝臓移植を受けた方

■申請・問合せ先 各総合支所住民課

倒産・解雇などによる離職（特定受給資格者）や

雇止めなどによる離職（特定理由離職者）をされた方へ

平成22年4月から国民健康保険税が軽減されます。

■対象者

離職の翌日から翌年度末までの期間において、①雇用保険の特定受給資格者（例…倒産・解雇などによる離職）、②雇用保険の特定理由離職者（例…雇止めなどによる離職）として失業等給付を受ける方です。

※ 軽減の申請には、雇用保険受給資格者証が必要です。

■軽減額

国民健康保険税は、前年の所得などにより算定されます。軽減は、前年の給与所得をその30又は100とみなして行います。

■軽減期間

離職の翌日から翌年度末までの期間です。

※ 雇用保険の失業等給付を受ける期間とは異なります。

※ 国民健康保険に加入中は、途中で就職しても引き続き対象となりますが、会社の健康保険に加入するなど国民健康保険を脱退すると終了します。

【制度が始まる前1年以内（平成21年3月31日以降）に離職された方は、平成22年度に限り国民健康保険税が軽減されます。※ただし、平成21年度の保険税は対象となりません。ご了承ください。】

★軽減を受けるには届出が必要です。

制度の詳しい説明は、

上島町福祉部住民課国民健康保険担当

にお尋ねください。

TEL 77-2503